

○さぬき市障害者等日常生活用具給付事業実施要綱

平成18年9月29日

告示第128号

別表第1（第2条、第6条関係）

種目		対象者	基準額 (単位： 円)	耐用年数
介護・ 訓練 支援 用具	特殊寝台	下肢又は体幹機能障害2級以上の障害者等	154,000	8
	特殊マット	下肢又は体幹機能障害1級の障害者等 (常時介護を要する者に限る。)	82,400	5
	特殊尿器	下肢又は体幹機能障害1級の障害者等 (常時介護を要する者に限る。)	67,000	5
	入浴担架	下肢又は体幹機能障害2級以上の障害者等 (入浴に当たって、家族等他人の介助を要する者に限る。)	82,400	5
	体位変換器	下肢又は体幹機能障害2級以上の障害者等 (下着交換等に当たって、家族等他人の介助を要する者に限る。)	15,000	5
	移動用リフト	下肢又は体幹機能障害2級以上の障害者等	159,000	4
	訓練いす	下肢又は体幹機能障害2級以上の身体障害児	33,100	5
	訓練用ベッド	下肢又は体幹機能障害2級以上の障害者等	159,200	8
自立 生活 支援 用具	入浴補助用具	下肢又は体幹機能障害であって、入浴に介助を必要とする障害者等	90,000	8
	便器	下肢又は体幹機能障害2級以上の障害者等	4,450	8
	T字状・棒状のつえ	下肢機能、体幹機能、平衡機能障害のため歩行時に軽度のバランス能力の低下が認められる障害者等であって握力が比較的良好的な者	木材 2,200	3
			軽金属 3,000	
	移動・移乗支援	平衡機能又は下肢若しくは体幹機能障	60,000	8

在 宅	用具（手すり、スロープ、歩行器、車椅子テーブル等）	害を有し、家庭内の移動等において介助を必要とする障害者等。ただし、設置に当たり住宅改修を伴うものを除き、車椅子テーブルについては、車椅子等を使用している障害者等に限る。	0	
	頭部保護帽	平衡機能又は下肢若しくは体幹機能障害を有する障害者等及び、てんかんの発作等により頻繁に転倒する知的障害を有する障害者等	1 2, 1 6 0	3
	特殊便器	上肢障害 2 級以上又は知的障害 A 以上で訓練を行っても自ら排便後の処理が困難な障害者等	1 5 1, 2 0 0	8
	電動ペーパーホルダー	上肢又は体幹機能障害 2 級以上又は下肢機能障害 1 級若しくは同程度の障害者等であって、必要と認められる者	4 8, 0 0 0	8
	火災警報器	障害等級 2 級以上の身体障害又は知的障害を有する障害者等（火災発生の感知及び避難が著しく困難な障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯に属する者に限る。）	1 5, 5 0 0	8
	自動消火器	障害等級 2 級以上の身体障害又は知的障害を有する障害者等（火災発生の感知及び避難が著しく困難な障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯に属する者に限る。）	2 8, 7 0 0	8
	電磁調理器	視覚障害 2 級以上又は知的障害 A 以上で 1 8 歳以上の障害者	4 1, 0 0 0	6
	歩行時間延長信号機用小型送信機	視覚障害 2 級以上の障害者等	7, 0 0 0 0	1 0
在 宅	聴覚障害者用屋内信号装置	聴覚障害 2 級の障害者等（聴覚障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯で日常生活上必要と認められる世帯に属する者に限る。）	8 7, 4 0 0	1 0
	透析液加温器	腎臓機能障害 3 級以上で自己連続携行	5 1, 5 0 0	5

療養等支援用具		式腹膜灌流法（CAPD）による透析療法を行う障害者等		0	
	ネブライザー（吸入器）	呼吸器機能障害３級以上又は同程度の障害者等であって、必要と認められる者		36,000	5
	電気式たん吸引器	呼吸器機能障害３級以上又は同程度の障害者等であって、必要と認められる者		56,400	5
	酸素ボンベ運搬車	呼吸機能障害を有する障害者等であって医療保険における在宅酸素療法を行う者		17,000	10
	盲人用体温計（音声式）	視覚障害２級以上の障害者等		9,000	5
	盲人用体重計	視覚障害２級以上の障害者等		18,000	5
	盲人用血圧計	視覚障害２級以上の障害者等		15,500	5
	非常用電源設備・外部バッテリー	呼吸器機能障害を有する障害者等であって、常時人工呼吸器を装着しているもの又は在宅酸素療養者		100,000	5
情報・装置意思疎通支援用具	携帯用会話補助装置	音声言語機能障害者又は肢体不自由者であって、発声・発語に著しい障害を有する障害者等		98,800	5
	情報通信支援用具（パソコン周辺機器、ソフトウェア等）	視覚障害、上肢障害２級以上で周辺機器等を利用しなければパソコンの使用が困難な障害者等		100,000	5
	点字ディスプレイ	視覚障害（原則として２級以上）及び聴覚障害を重複して有する障害者であって、必要と認められる者		383,500	6
	点字器	視覚障害２級以上で文字の読み書きが困難な	標準型 A32マス18行両面書真鍮板製 B32マス18行両面書プラスチック製	10,400 6,600	7

	障害者等	携帯用	A3 2マス4行 片面書アルミニウム製	7, 200	5
			B3 2マス12行 片面書プラスチック製	1, 650	
点字タイプライター	視覚障害2級以上の障害者等（本人が就学・就労しているか又は就学・就労が見込まれる者に限る。）			63, 100	5
視覚障害者用ポータブルレコーダー	視覚障害2級以上の障害者等	録音再生機		85, 000	6
		再生専用機		35, 000	6
視覚障害者用活字文書読上げ装置	視覚障害2級以上の障害者等			89, 800	6
視覚障害者用拡大読書器	視覚障害者であって、本装置により文字等を読むことが可能になる障害者等			198, 000	8
視覚障害者用情報受信装置	視覚障害2級以上の障害者等			29, 600	6
視覚障害者用携帯音声通信機器入力補助装置	視覚障害2級以上であって、本装置を利用しなければ携帯音声通信機器の入力動作が困難な障害者等			44, 000	6
盲人用時計	視覚障害2級以上の障害者等	解読時計		10, 300	10
		音声時計		13, 300	10
聴覚障害者用通信装置	聴覚障害者又は発声・発語に著しい障害を有する者であって、コミュニケーション、緊急連絡等の手段として必要と認められる障害者等			71, 000	5
聴覚障害者用情報受信装置	聴覚障害者であって、本装置によりテレビの視聴が可能になる障害者等			88, 900	6
人工喉頭	音声・言語機能障害があり無喉頭、発生筋麻痺等により音声を	笛式		5, 000	4
		電動式		70, 100	5

		発することが困難な障害者等		0	
			埋込型 用人工 鼻	23,100	—
	人工内耳用外部 装置	聴覚障害者であって、人工内耳を装用 している障害者等		200,000	5
	人工内耳用電池	聴覚障害者であって、人工内耳を装用 している障害者等		2,000	—
	点字図書	主に、情報の入手を点字によっている 視覚障害を有する障害者等		—	—
排泄 管理 支援 用具	ストーマ装具	ぼうこう機能障害、直腸機能障 害がありストーマを造設した 障害者等	消化器 系	8,600	—
			尿路系	11,300	
	紙おむつ	3歳以上であり、高度の排便・排尿機 能障害者又は、脳原生運動機能障害に より排尿・排便の意思表示が困難な障 害者等		12,000	—
	収尿器	ぼうこう機能障害があ り排尿のコントロール が困難な障害者等及び 尿路変更のストーマを 造設した障害者等	男 性 用	普通型	7,700
簡易型				5,700	
女 性 用			普通型	8,500	
			簡易型	5,900	
住宅 改修	居室生活動作補 助用具	下肢、体幹機能障害又は乳幼児期以前 の非進行性の脳病変による運動機能障 害（移動機能障害に限る。）3級以上 の障害者等。ただし、特殊便器への取 替えをする場合は、上肢障害2級以上 の者に限る。		200,000	1回限り

(注)

- 1 乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害の場合は、表中の上肢・下肢又は体幹機能障害に準じ取扱うものとする。
- 2 T字状・棒状のつえの基準額は、夜光材付とした場合は410円（全面夜光材付とした場合は1,200円）増しとすること。外装に白色又は黄色ラッカーを使用した場合は260円増しとすること。

- 3 聴覚障害者用屋内信号装置にはサウンドマスター、聴覚障害者用目覚時計、聴覚障害者用屋内信号灯を含む。
- 4 点字器の基準額は、点筆を含むものであること。
- 5 人工喉頭の基準額は、次に掲げるとおりとする。
 - (1) 笛式の基準額は、気管カニューレ付とした場合は3, 100円増しとすること。
 - (2) 電動式の基準額は、電池又は充電器を含むものであること。
 - (3) 埋込型用人工鼻の基準額は、月額であること。
- 6 ストーマ装具の基準額は、1か所当たりの皮膚保護剤及び袋を身体に密着させるものを含む月額であること。
- 7 紙おむつの基準額は、月額であること。
- 8 収尿器の女性用の簡易型は採尿袋20枚を1組とする。
- 9 点字図書は、月刊又は週刊等で発行される雑誌を除く。
- 10 便器の基準額は、手すり付きの場合又は手すりを付けた場合に5, 400円を加算できる。
- 11 人工内耳用外部装置は、医師より医療保険等の給付制度を利用して買い替えができないと判断されたものに限り、基準額は片耳当たりの額とする。
- 12 人工内耳用電池の基準額は、片耳当たりの額とし、月額であること。
- 13 これに準ずる世帯とは、次のいずれかに該当する世帯をいう。
 - (1) 障害者本人を除く世帯員全員が学齢児以下である世帯
 - (2) 障害者本人を除く世帯員全員が介護保険法第19条第1項に基づく要介護認定において要介護5と認定されている世帯
 - (3) 障害者本人が午前9時から午後5時までの時間において1週間につき5日以上独居となる世帯

○さぬき市障害者等日常生活用具給付事業実施要綱

平成18年9月29日

告示第128号

別表第2（第2条、第3条、第6条関係）

難病患者等を対象とするもの

種目		対象者	基準額 (単位： 円)	耐用年数
介護 ・訓練 支援 用具	特殊寝台	寝たきりの状態にある者	154,000	8
	特殊マット	寝たきりの状態にある者	82,400	5
	特殊尿器	自力で排尿できない者	67,000	5
	体位変換器	寝たきりの状態にある者	15,000	5
	移動用リフト	下肢又は体幹機能に障害のある者	159,000	4
	訓練用ベッド	下肢又は体幹機能に障害のある者	159,200	8
自立 生活 支援 用具	入浴補助用具	入浴に介助を必要とする者	90,000	8
	便器	常時介護を要する者	4,450	8
	移動・移乗支援用具（手すり・スロープ、歩行器、車椅子テーブル等）	下肢が不自由な者。ただし、設置に当たり住宅改修を伴うものを除き、車椅子等については、車椅子等を使用している者に限る。	60,000	8
	特殊便器	上肢機能に障害のある者	151,200	8
	自動消火器	火災発生の感知及び避難が著しく困難な難病患者等のみの世帯及びこれに準ずる世帯	28,700	8
在宅	ネブライザー（吸入器）	呼吸器機能に障害のある者	36,000	5

療 養 等 支 援 用 具	電気式たん吸引器	呼吸器機能に障害のある者	5 6 , 4 0 0	5
	動脈血中酸素飽和度測定器（パルスオキシメーター）	人工呼吸器の装着が必要な者	1 5 7 , 5 0 0	5
	非常用電源設備・外部バッテリー	呼吸器機能障害を有する障害者等であつて、常時人工呼吸器を装着しているもの又は在宅酸素療養者	1 0 0 , 0 0 0	5
住 宅 改 修	居宅生活動作補助用具	下肢又は体幹機能に障害のある者	2 0 0 , 0 0 0	1 回限り

(注)

- 1 難病患者等とは、障害者等のうち、法第4条第1項の治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であつて政令で定めるものによる障害の程度が厚生労働大臣が定める程度である者をいう。
- 2 この表に掲げる全ての種目において、給付対象となる障害を有することについての医師の診断が必要であること。
- 3 難病患者等は、症状が日内変動する者もいるため、症状がより重度である状態をもって判断すること。
- 4 便器の基準額は、手すりつきの場合又は手すりをつけた場合に 5 , 4 0 0 円を加算できる。